# 第3節 経済秩序安定計画

第1項 金融措置

第2項 流通機能の回復

# 第1項 金融措置

# 《基本方針》

災害により被害を受けた住民が、再起更生できるよう、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図るものとする。

# 1. 融資計画

- (1) 市
  - 1) 災害援護資金

市は条例に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯あたり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。

なお、資金貸付けの財源は、国が 3分の 2、県が 3分の 1を市に、無利子で貸し付けることとなっている。

	対象災害	自然災害一		内において災害救助法が適用された市町村が	
	1以上ある場合の災害				
	貸付限度額	1) 世帯主の1か月以上の負傷 150 万円			
		2) 家財等の損害			
		ア. 家財の 1/3 以上の損害 150 万円			
		イ. 住居の半壊 170 万円			
		ウ. 住居の全壊 250 万円			
		ェ. 住居の全体が滅失または流出 350 万円			
		3) 1) と 2) が重複した場合			
		ア.1) と2) のア. の重複 250 万円			
災	貝门队及识	イ. 1) と 2) のイ. の重複 270 万円			
		ウ. 1) と 2) のウ. の重複 350 万円			
害		4) 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建			
		て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事			
1=5		情がある場合			
援		ア. 2) のイ. の場合 250 万円			
		イ. 2) のウ. の場合 350 万円			
護		ウ. 3) のイ. の場合 350 万円			
		所得制限	(世帯人員)	(市民税における総所得金額)	
資	貸付条件		1人	220 万円	
金			2人	430 万円	
			3人	620 万円	
			4人	730 万円	
			5人以上	(一人増すごとに 730 万円に 30 万円を加え	
				た額)	
			ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、 1,270 万円とする。		
		利率	年3% (据置期間は無利子)		
		据置期間	3年(特別の事情のある場合は5年)		
		償還期間	10 年 (据置期間を含む)		
		償還方法	年賦または半年賦		
	根拠法令	災害弔慰金	は金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)		

### 2. 民間施設等の災害復旧資金の助成

災害により被害を受けた一般住民、中小企業者、農林漁業者及びその組織する団体に対する災害復興のための資金の融資は、次のとおりである。

- (1) 農林漁業復興資金
  - 1) 天災融資法に基づく災害資金の貸付
  - 2) 農林漁業金融公庫の復旧資金の貸付
- (2) 中小企業復興資金

被災者に対し、災害の程度に応じて、その都度融資条件を定める災害復旧貸付を行う。

1) 商工組合中央金庫の災害復旧資金貸付

商工組合中央金庫は、激甚災害を受けた中小企業者、中小企業等共同組合等で災害救助法 が適用された地域内に事業所を有する者に対して、その再建資金を政令で定める日まで貸付 ける場合においては、中小企業者一人について 1,000 万円(団体 3,000 万円)以内で、貸 付ける。

- 2) 中小企業金融公庫の災害復旧資金貸付
  - 7. 融資対象等

福岡県内に事業所を有し、引き続き6か月以上同一業種の事業を営んでいる中小企業者等のうち、県知事の指定する風水害、震災、または感染症の発生等突発的な事態の生起により経営の安定に支障を生じている者で、事業所所在地の商工会議所または商工会(組合にあっては中央会)の確認を受けている者。

- 4. 申込場所(予定)
  - a. 各商工会議所、商工会
  - b. 県中小企業団体中央会
- 3) 国民生活金融公庫の災害資金貸付 被災者に対して、必要であると認めた時は、次の措置をとることがある。
  - 7. 債務者に対して、償還期間を延長する。
  - イ. 新たに借り受ける時は、据置期間、償還期間を延長する。
  - ウ. 閣議決定により利率を引下げる。
- (3) 住宅復興資金
  - 1) 住宅金融支援機構の災害復興住宅の建設資金及び補修資金の貸付
  - 2) 住宅金融支援機構の一般個人住宅の災害特別貸付
- (4) 宅地防災工事資金
  - 1) 住宅金融支援機構の宅地防災工事資金の貸付

# 第2項 流通機能の回復

#### 《基本方針》

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

# 1. 商品の確保

市及び県は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足量については、国、他府県、企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。

#### 2. 消費者情報の提供

市及び県は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、心理的パニックを防止する。

# 3. 各種市場、取引所等の再開

関係各機関は、各種市場、取引所等が、速やかに営業を再開するとともに、施設、設備の復旧を図るよう指導する。